

大陸棚確定に向けた地殻構造探査 - 海上長大 2 D 探査 -

Seismic survey for Delineating the Outer Limits of the Extended Continental Shelf: Long 2D seismic survey offshore Japan

加藤 幸弘 [1]

Yukihiro Kato[1]

[1] 海洋情報部

[1] Hydrographic and Oceanographic Dept. of Japan

1982年に採択され、1996年に発効した国連海洋法条約では、沿岸国が、「海底及びその下の天然資源（鉱物その他の非生物資源並びに定着性の種族に属する生物）の探査、開発を行う主権的権利」有する海域としての大陸棚を「当該沿岸国の領海を超える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然延長をたどって大陸棚縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸棚縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から200海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を超える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から200海里の距離までのものをいう。」と規定している。この規定に従い、沿岸国が200海里を超えて、大陸棚を主張するためには、「大陸棚の限界に関する委員会」に対して、その主張を裏付ける科学的データを添えて、申請することが必要である。

現在、我が国においては、提出期限である2009年5月を目指し、精密海底地形調査、地殻構造探査、基盤岩採取からなる大陸棚調査が行われている。このうち精密海底地形調査は海上保安庁が、地殻構造探査については海上保安庁と文部科学省（JAMSTEC）が、また、基盤岩採取については資源エネルギー庁（JOGMEC）が担当し、着実に調査が進行している。

特に、地殻構造探査では、対象とする大陸棚縁辺部を記載することを目的として、地殻構造について必ずしも明確でなかった、大東海嶺群をはじめとする地質単元を横切る長大な2D地殻構造探査が行われている。これらの探査では、多数の海底地震計を用いた屈折法地震波探査と反射法地震波探査を組み合わせた観測が行われており、申請の準備に必要な地殻構造、地質構造についてのデータが収集されつつある。